

全国盲ろう教育研究会

会報 第10号

2012. 6 発行

全国盲ろう教育研究会事務局

今年度がスタートし、すでに2ヶ月ほどが過ぎました。皆様、新しい環境には慣れたでしょうか。

●全国盲ろう教育研究会第10回定期総会・研究協議会のご案内

今年度は第10回という一つの節目を迎えます。8月18日（土）・19日（日）、筑波大学附属視覚特別支援学校を会場に、今日までの盲ろう教育を振り返りながら、今後の展望を語り合うような企画を考えました。詳細につきましては、近日送付予定の開催案内をご覧ください。

●全国盲ろう教育研究会第9回研究協議会・定期総会報告

2011年7月30日・31日に全国盲ろう教育研究会第9回研究協議会を開催いたしました。大震災の爪痕がまだまだ残り、原発の影響が現在進行形という中で開催でしたが、全国から80名ほどの方が集い、実践報告、特別報告等に熱心に耳を傾け、グループ別ディスカッションや懇親会では時間を惜しんで語り合いました。



先天性盲ろうとして初めて大学進学を果たした森君の合格までの取り組みと現在の大学生活の様子についての報告、そして障害者の権利に関する条約と日本のインクルーシブ教育について、「中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援の在り方に関する特別委員会」委員の太田氏、中澤氏からわかりやすく報告いただきました。そして、「大震災の中で」と題して、社会福祉法人全国盲ろう者協会の橋間氏、横浜市地域作業所わくわくわーく職員の橋本氏からそれ

ぞれ具体的な対応と今後の課題を出していただきました。



2日間の様子を紙面にて報告いたします。

*事務局の責任において概要をまとめさせていただきましたこと、実践報告者等の所属については、研究協議会時の所属で記載させていただいたことについて、ご了承ください。

●全国盲ろう教育研究会 第9回定期総会報告

会長挨拶後、出席者数・委任状数を報告・確認し、以下の議事案件の審議に入りました。

- ・議案1. 2010年度事業報告
- ・議案2. 2010年度会計報告
- ・議案3. 2011年度事業計画案
- ・議案4. 2011年度予算案
- ・議案5. 役員改選

以上、原案通り、了承されました。

【役員紹介】

会長	中澤 恵江 (学校法人 横浜訓盲学院)
副会長	松本 末男 (筑波大学附属久里浜特別支援学校)
	星 祐子 (筑波大学附属視覚特別支援学校)
会計	柴崎 美穂 (東京都心身障害者福祉センター)
会計監査	星野 勉 (横浜市立東俣野特別支援学校)
	三科 聡子 (学校法人 横浜訓盲学院)
事務局長	西村 晴美 (埼玉県立特別支援学校大宮ろう学園)

●全国盲ろう教育研究会 第9回研究協議会報告

【7月30日】

○実践報告概要

「進路開拓、大学受験、不合格、そして合格 盲ろう大学生の社会参加」

筑波大学附属視覚特別支援学校 雷坂 浩之 氏

当該の盲ろう生徒にとって、卒業を延期して迎えた2010年度は、本校で過ごす最終の1年間となりました。

昨年度までで卒業に必要な単位数を満たしたにもかかわらず卒業を延期したことには、校内外でも多少の疑義がありました。このことは、義務教育でもない高等部段階において、特段の理由なくして修学期間を延長することが、他の障害種を扱う公立の特別支援学校での修学措置に悪影響を与えないかという心配でした。

そもそも盲ろうという障害がある生徒の教育には時間がかかり、制度通りの修学期間では到底十分な教育ができません。そこで、修学期間を延長した本年度は、当該生徒にとって卒業後の生活に必要な各種能力の向上を目指したカリキュラムのあり方や指導法などの研究期間と位置づけました。

以下のような課題に重点的に取り組みました。

(1) 少しでも学年相応の学力レベルに近づけるため、各教科教育の補完的な指導を行う。

(2) 昨年度実施した各種アセスメントで明らかになった知識・技能等の欠落を補いながら、生活能力の全般的な向上を目指す。

(3) 大学進学をはじめとした進路の開拓を行う。

(4) 実施したカリキュラムや指導法の効果を検証・評価し、記録に残すとともに広く公開する。

年間の履修総単位数は28単位とし、その内訳は、教科教育18単位、自立活動を中心とした生活力向上に7単位、その他が3単位、すでに前年度において卒業に必要な単位を満たしていることから、履修分は、その大半を追加単位として扱いました。

卒業延期により新たに所属したクラスでは、1年後輩であった学年がクラスメートになったことから、5月の連休明けまでには本人自身で指文字や指文字の講習会を企画し、ホームルームでの情報保障のための人材育成などを通じて、自主的に交友関係を深めることに努力していました。

大学進学の方針が固まるにつれ、インターネットによる志望大学の情報収集

に取り組み、聴覚障害者向けの受験講座（「手話と情報保障で目指す大学受験講座」6月～11月、日本社会事業大学主催）を受講したり、受験の候補となった大学のオープンキャンパスなどにも積極的に参加しました。また、都立聾学校の卒業生交流会などに出席し、聴覚障害のある大学生から、各大学での生活や学習の様子、支援の現状に関する情報を精力的に集め、進学すべき大学選択の参考にしていました。



大学受験に失敗した際の対策として、複数の専門学校の入学相談会や施設見学会などに出向いたり、聾学校専攻科への進学も意識していました。

本年度は、文字通り受験生に徹した生活ではありましたが、夏休み中は、全国盲ろう教育研究会において、昨年度取り組んだ「ブレイルセンスの出張勉強会」の様子をポスター発表したり、全国盲ろう者大会に参加して、成人の盲ろう者との交流も深めていました。また、東京大学先端科学技術研究センターが主催する「Do it Japan」にも2年次スカラーとして参加し、各大学の障害学生支援を担当する職員などから情報の収集に努めました。

本人の大学進学がなかった場合、先天性の盲ろう者としては我が国初の「快拳」となることが社会的な注目を集め、複数のマスコミから取材を受けましたが、こうした記事や番組は、受験候補の大学に対する交渉や啓蒙に大いに役立ちました。また、記事や番組を見た全国の方々から激励の手紙をもらい、本人は大いに励まされていました。

結果としては、2度の推薦入試不合格を経て、12月中旬のルーテル学院大学への自己推薦入試で合格をすることができました。

大学生活においては、学習を担保するための環境整備としての通訳者の手配とその予算確保が重要です。自宅と大学との間の通学時の介助者の確保など、生活を支援するための体制を作る必要もあります。これまでの支援者たちの協力を得て、進学予定の大学だけでなく、近隣の大学にも呼びかけて、支援チームを早急に組織化することも考えています。

現段階で想定される種々の課題を解決し、本人がスムーズな学生生活を送ることができるよう、各関係者・関係機関と連携しながら取り組んでいく予定です。

その後、大学進学を果たしたルーテル学院大学社会福祉学科1年の森 敦史さん本人から大学生活の様子について報告がありました。
(映像も紹介)



また、以下のような質疑応答がなされました。

Q 大学進学を決意した理由を教えてください。

A 僕と同じ盲ろう障害者の役に立つ仕事をするために、障害者福祉を学びたいと思ったからです。

Q 大学入学までに苦労したことは何ですか。

A 勉強も大変でしたが、僕のような盲ろうの学生を受け入れて、通訳体制など環境を整えてくれる大学を見つけるのに苦労しました。

Q 授業の情報保障ははどのようにしていますか？

A 授業も専門の通訳者を大学が手配し、すべての授業で触手話などでの通訳を受けている。また、通訳を受けている間は手がふさがり、自分で記録やメモをとることが難しいためパソコンなどで記録していただくといった協力もお願いしている。

Q 大学生活はどうですか？ 楽しいですか？

A 楽しいです。手話サークルなどでサポートしてくれる友達もふえてきて、毎日の送迎とかいろいろサポートしてもらっています。

Q 彼女はいますか？

A 彼女はいませんが、好きな人はいます。(会場からどよめき…)

○グループ別ディスカッション

以下の5グループに分かれてディスカッションを行いました。

①はじめて盲ろう児を担当するあなたへ

参加者：11名(盲学校や特別支援学校の教員、施設の職員など)

まず、参加者それぞれが関わっている盲ろう児・者の状態や課題などを話していただきお互いに共有しました。主な課題は以下の通りです。

・年度が変わり学部と担任が変わり、また教科担任制になった。子どもが落ち着かなくなり以前のような主体的な様子が見られなくなった。集団指導もあり、

どう対応すればよいか。

- ・日課について サインをどう伝えればよいか。
- ・個別学習ではどのようなことをすればよいか。
- ・触覚過敏に対してどう対応すればよいか。
- ・コミュニケーションにおいて発信を増やすにはどうすればよいか。

これらの課題に対して次のような意見と提案が出されました。

学校の指導体制に内在する課題については、体制自体を変える方策への提案は出にくかったのですが、引き継ぎを実効あるものにしていく工夫等について話し合われました。その中で盲ろう児にとって多くの支援なしに集団活動を理解することは困難だということが確認されました。

盲ろう児に日課を伝える方法としては日課箱に実物を入れて伝える方法等が紹介されました。すぐに消える身ぶりサインや指文字だけでなく、実物を信号として使う利点が話されました。

個別学習の一つとしてその子どものコミュニケーションで使うものを一緒に作るなどが提案されました。また、教材・教具の準備と後片付けを一緒にすることの大切さ、「何かをすると、何かが起こる」という因果関係を学ぶ教材を取り入れることが話されました。

触覚過敏については、予告を丁寧にするマッサージの有用性が話されました。発信が増えやすい状況としては、楽しめる活動を一緒にそして多く見つけること、盲ろうの子どもが発信しやすい方法を確保すること、子どもが安心できてわかりやすい空間を作ることが挙げられました。話し合いの後は、筑波大学附属視覚特別支援学校幼稚部の教室を見学し、発信が増えやすく分かりやすい空間作りについて話し合いました。

(文責：熊田華恵)

②乳幼児期

参加者：保護者の方3名、教員3名、支援者1名、大学院生1名 合計8名

最初の自己紹介の中で今考えていることを話していただきました。保護者の方からは、お子さんの状況も詳しく話していただき具体的な課題も出されました。

保護者と教員の立場からそれぞれ「家族支援」のあり方をめぐって活発な内容が話し合われました。新年度になって担任が替わり今までの関わり方と違うため子どもに戸惑いがあり、今まで出来ていたことが出来なくなった報告が保護者の方から出されました。先生は一生懸命やっているのになかなか言えないことや、先生に本音をぶつけるまでに時間がかかることも報告されました。他

の保護者からも、教員が一生懸命にやっていると分かればわかるほど言いにくいという話もありました。

逆に教員からはどんなことでも保護者から言って欲しいという意見や、共に育てていくために連絡ノートを使うことや、お迎えの時の時間の活用や、言い方の工夫など色々な話が出されました。教員と保護者と立場が違いますが、子ども達に深く関わる両者がお互いに協力し合い子どもを育てていくことが大切なので、相手の立場を理解しながらお互いに働きかけていくことの大切さを確認し合いました。

「家族支援」については保護者が聞きたい、伝えたい、聞いて欲しい、相談したいと思えるように教員が細かく気配りすることが大切だという確認や、保護者に教員が育てられている事実も話題になりました。

また、子どもの状態に対する不安への理解や対応、子どもがどのように情報を得て理解していく力をいかに広げていくのか等、悩んでいるという話が出されました。現在の状態が以前と比べて変わってきている事実きちんと目を向け、時間をかけてゆっくり関わっていくことや、わかるための手立てをどう用意していくのか、ということが話し合われました。

もっと話し合いたいという雰囲気の中で話し合いは終わりました。

(文責：松本末男)

③小学部期

参加者：保護者5人、教員4人、支援者1人 計10人

参加された保護者の方々を中心に、知らせたいこと、悩み、盲ろう教育に望むことなどを率直に話していただきました。それらの意見は主に以下の3点に分けることができます。

1. 就学に関する不安

現在、就学に向けて悩んでいる方の率直な悩み、また現在小学部に在籍している保護者からの経験談を伺いました。

盲学校、聾学校、知的特別支援学校、肢体不自由特別支援学校等の特別支援学校への就学が考えられますが、教育相談の際にはどの学校もそれぞれ他の学校の可能性を述べることが多いように感じるという意見がだされました。対応する各学校の教育相談担当者（特別支援教育コーディネーター等）の立場として、あまり無責任な事を口にできないという事情もあるでしょう。しかし、それによって保護者は何を拠り所として就学を考えていけばよいか、より悩むことになってしまいかねないと話し合われました。

2. 学校における対応

盲学校では教員配置は手厚い傾向にありますが、コミュニケーション（サインの活用など）については聾学校ほどの期待ができず、聾学校はその逆の状況がみられます。また、盲ろうの他にも医療ケア等の様々な配慮が必要な場合には、肢体不自由特別支援学校のようなケアの体制をとることが他の学校種ではなかなか難しい現実が出されました。学校として考えた場合、どこの学校でも一長一短の状況がありますが、結局のところどの地域でも、学校の体制よりも盲ろうの子どもに直接関わる担任その他の教員たちの考え方や、取り組みにかかっているのが実情のようでした。

3. サインの導入・活用について

この点についても保護者、教員の立場から様々な悩みが出され、サインを考える上での一つの大切な考え方が示されました。それは「その子の行動自体が一つのサイン（コトバ）と言える。それらが持つ意味を、周囲の人との関係の中で、共有できるような形にどのように発展させていくのか。その際に、その子どもが示す行動に意味づけをしていくような関わりをしていくことが大切なのではないか。」ということでした。

短い時間ではありましたが、保護者の方々から率直な悩みや考えを多く聞くことができ、また参加者同士の情報共有ができる貴重な場となりました。このような機会を今後一層重要視し、そして、一人ひとり子どもたちにとって、今を生きている場所がより良い場所となり、昨日よりもっと輝くことができるよう、支援の輪を広げていく取り組みを今まで以上に続けていきたいと実感しました。

（文責：今村光宏、三科聡子）

④中・高等部期

参加者：保護者2名、学校関係者9名、盲ろう者1名 合計 12名

このグループでは「社会参加」「社会とのかかわり」というテーマでグループディスカッションを進めました。参加者からそれぞれの立場での思いや考え悩みなどが出され話し合いをしました。

- ・社会に出るまでに、中・高等部期にどのような活動を準備し、どのような力をつけることが必要か。
- ・校内でどのように移行支援をして連携していく事が必要か。
- ・本人の思いや夢をかなえるために、本人、保護者、教師はそれぞれの立場で具体的に何をしなければいけないのか。
- ・国語力としての読み書きの力と、コミュニケーションの豊かさ（意味や感情）としての言葉の結び付きと指導場面の難しさ

・学校として、盲ろう児のことを地域や社会へどう発信し、卒業後へつなげていくか。

話し合いを通して社会につなげていくための必要な力を身につけていくためには、じっくりと実際的な経験を通して、盲ろう者がより具体的なイメージをもつことが大切であるということが挙げられました。生活のあらゆる場面が学びの場となり、生活とのつながりの中で本人にとって意味のあること、必然性のあることから概念の形成、意味の形成、そして言葉の理解を深め、発展させながら様々な経験を積み重ねていく事が具体的なイメージをもつことにつながるのではないかという意見が出されました。

また、言葉とコミュニケーションについて言葉の読み書きの力とは別に、人とのかかわりの中で感情を伝え合うことなど、お互いの思いや感情を共有することを積み重ねたり、生活の中で成功や失敗といった様々な経験を通して言葉の意味を実感したりすることが、生きた言葉、豊かなコミュニケーションにつながるのではないかという意見が出されました。

社会へ出るまでの時間が残り少ないという焦りはありますが、今、本人にとって何が必要なのかを精選しながら、様々なことを実際に経験し、積み重ねていく事が大切であるということがグループディスカッションを通して参加者で共有されました。

(文責：加藤 敦)

⑤卒業後

参加者16名(盲ろう学生、家族の会および保護者、教員、施設職員、支援関係者、研究者、支援者や通訳介助者)

参加者全員の名前と所属を自己紹介しあった後、自由にディスカッションを行いました。実践報告を行った森敦史氏と雷坂浩之氏の参加があり、高等部在籍中の盲ろう学生の親御さんからは、将来に向けて親としてどういうことをやっていけばいいか、どのような支援の方法があるか、という大きな問いかけが提起されました。これに対してグループ参加者の中で実際に森氏の支援に携わった経験のある3名から、それぞれの関わりやどのような支援を行ってきたのかについて話が出されました。異なる立場での支援のありかたや、個性ある人間同士が真剣に向き合い、培われた関係性について話していただき、参加者は身を乗り出して聴き入りました。必要な支援を得るためには、親として強い意思をもって主張すること、その中でも感情的にならず良好な関係を維持していく感性も必要、というアドバイスが出されました。

このほか、初めて盲ろう者が入所した施設の職員がコミュニケーションに四

苦八苦したことや国リハのモデル事業の紹介、盲学校専攻科に弱視ろうの方が入り指導に試行錯誤していること、盲ろう児と家族の会「ふうわ」についてなどが話されました。森氏の大学進学を祝う気持ちを皆が共有する一方で、大学進学だけが盲ろう児の目標ととらえないようにしたい、それぞれの目標を大切にしたいという思いも参加者一同が再確認しました。

限られた時間の中で、話し足りない、あるいは聞き足りない部分は多々あったと思います。今回の出会いもまた一つの貴重な財産であり、これをきっかけに今後のつながりの構築や情報交換の輪の拡大につなげていくことを確認し、グループディスカッションを終えました。

(文責：柴崎美穂、雷坂浩之)

【7月31日】

○特別報告Ⅰ概要

「一共に考えてみましょうー

障害者の権利に関する条約と日本のインクルーシブ教育」

横浜訓盲学院長

中澤 恵江 氏

(中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援の在り方に関する特別委員会委員)

本報告は、前半は中澤が、障害者の権利に関する条約とは何か、障害者制度改革推進会議の働き、特特委員会の働き、「盲ろう」への影響と現在の動向を報告し、後半は太田先生からインクルーシブ教育、障害者の権利に関する条約「第24条 教育」に関して、そして、特特委員会で思うことを語っていただきます。

まず、障害者の権利に関する条約についてですが、2006年12月13日に国連において採択、2008年5月3日に発効、現在(2011年7月末現在)、103カ国が批准しています。日本は2007年9月に署名し、現在批准に向けて準備しているところです。

障害者の権利に関する条約の構成は、第1条～第5条 全体にかかる条項(第1条 目的 第2条 定義 第3条 一般原則 第4条 一般的義務 第5条 平等及び非差別 第6条～30条 特定テーマにかかる条項)であり、第24条が教育、第31条から50条は条約の実施等にかかる条項であり、たとえば、第33条は国内における実施及び監視となっています。第1条の目的には、以下のように述べられています。

「この条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳

の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む。」

では、条約とはどういったものであるか、条約とは国の間において文書の形式により締結され、国際法によって規律される国際的な合意（条約法に関するウィーン条約）であり、二国間条約の場合、政府代表が署名を行った時点で効力を発し、多国間条約の場合、政府代表間での批准書の交換のかわりに国連の条約局などが、各国において議会決議を経て承認された批准書の寄託を受ける仲介機関（寄託者）の役割を担うこととなります。条約が採択されると、各国がその条約に記されている義務を受け入れることを同意するかどうかを表明します（批准）。日本は、憲法上内閣が条約を締結する権限を有しています。通常は国会の審議を経た上で批准します。また、多国間条約の審議については、それぞれの国が受け入れるまで、どのような内容にするのか政府代表によって審議し、人権にかかわる条約は全会一致が求められます。これは、多様な国が合意できるための調整です。

条約は、憲法に優位するものではありませんが、法律には優位するので、条約の義務内容に違反する既存の法律や政令、条例は改正しなければなりません。日本では、2007年9月に日本政府による署名、2009年12月「障害者制度改革推進本部」を障害者の権利に関する条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行うため、内閣に設置しました。そして、本部長である内閣総理大臣の下、すべての国務大臣が構成員となっています。

障がい者制度改革推進会議（以下、「推進会議」）は、障害者制度改革推進本部が障害者施策の推進に関する事項について意見を求めるために開催、会議の構成員は、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験者、盲ろう者の門川紳一郎氏が選ばれており意見を述べています。

推進会議では、「教育」に対して、インクルーシブな教育制度の構築、地域における就学と合理的配慮の確保、学校教育における多様なコミュニケーション手段の保障、交流及び共同学習等の制度改革について意見が出されています。「地域における就学と合理的配慮の確保」に関しては、「障害のある子どもは、障害のない子どもと同様に地域の小・中学校に就学し、かつ通常の学級に在籍することを原則とする。本人・保護者が望む場合に加え、ろう者、難聴者又は盲ろう者にとって最も適切な言語やコミュニケーションの環境を必要とする場合には、特別支援学校に就学し、又は特別支援学級に在籍することができる制

度へと改めるべきである。」といった認識です。

Deafblindの日本語訳の問題についてですが、川島・長瀬仮訳では、第24条教育 3-(c) について「盲人、ろう者又は盲ろう者（特に子どもの盲人、ろう者又は盲ろう者）の教育が、その個人にとって最も適切な言語並びにコミュニケーションの形態及び手段で、かつ、学業面の発達及び社会性の発達を最大にする環境で行われることを確保すること」となっていますが、日本政府による仮訳では、「視覚障害若しくは聴覚障害又はこれらの重複障害のある者（特に児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。」となっています。

「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」（通称、「特特委員会」）は、文科省が2010年7月に、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえた特別支援教育の在り方について専門的な調査審議を行うため、中央教育審議会初等中等教育分科会に設置したものです。特特委員会委員は、障害のある当事者、保護者団体の代表、特別支援学校の校長、通常学校の校長、障害児医療・福祉機関の長、地方自治体、教育行政組織の長、識経験者等から構成されています。

「盲ろう」にかかる動きですが、教育における「合理的配慮」を障害種別に検討する作業部会をつくることが、特特委員会で決定され、各障害を代表する当事者や保護者団体のヒアリングが行われました。盲ろうを代表して、「ふうわ」の田畑氏がヒアリングを受け、森氏がサポートしました。また、盲ろう教育についての政府への働きかけですが、2010年初頭に加藤安雄先生（盲ろう児を育てる会の設立者の一人）が盲ろう教育についての要望書を行政に出すことを呼びかけ、2010年3月に特別支援教育推進連盟理事長の支えを得て、要望書案検討の会を立ち上げ、完成が間近なところにまで来ています。

品川区立鈴ヶ森小学校長

太田 裕子 氏

（中央教育審議会初等中等教育分科会

特別支援の在り方に関する特別委員会委員）

私は、子どもの頃に「ヘレン・ケラーとサリバン先生」と出会い、それがとても印象的でした。その後、視覚障害児との出会いがあり、専門性ある教員を目指してきました。地域の弱視学級などを経



て、現在は小学校の校長をしています。「地域の学校に入学したい」という思いを抱いて入学してくる子どもたちにとってあるべき学校の姿を考え、制度を改革するために何ができるかを考えています。

障害者の権利に関する条約の第二十四条 教育の条文は以下の通りです。

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、次のことを目的とするあらゆる段階における障害者を包容する教育制度及び生涯学習を確保する。

(a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。

(b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

(c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

(a) 障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。

(b) 障害者が、他の者と平等に、自己の生活する地域社会において、包容され、質が高く、かつ、無償の初等教育の機会及び中等教育の機会を与えられること。

(c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。

(d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を教育制度一般の下で受けること。

(e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられることを確保すること。

3 締約国は、障害者が地域社会の構成員として教育に完全かつ平等に参加することを容易にするため、障害者が生活する上での技能及び社会的な発達のための技能を習得することを可能とする。このため、締約国は、次のことを含む適当な措置をとる。

(a) 点字、代替的な文字、意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式並びに適応及び移動のための技能の習得並びに障害者相互による支援及び助言を容易にすること。

(b) 手話の習得及び聴覚障害者の社会の言語的な同一性の促進を容易にすること。

(c) 視覚障害若しくは聴覚障害又はこれらの重複障害のある者（特に児童）の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。

4 締約国は、1の権利の実現の確保を助長することを目的として、手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育のすべての段階に従事する専門家及び職員に対する研修を行うための適当な措置をとる。この研修には、障害についての意識の向上を組み入れ、また、適当な意思疎通の補助的及び代替的な形態、手段及び様式の使用並びに障害者を支援するための教育技法及び教材の使用を組み入れるものとする。

5 締約国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者と平等に高等教育一般、職業訓練、成人教育及び生涯学習の機会を与えられることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

これらの条文を受けて、いかに国内の制度等を整備していくかですが、中教審の特特委員会で思うことがあります。子ども自身は、インクルーシブ教育を望んでいないのか、保護者が望んでいるだけの事例や盲学校や特別支援学級に来てよかった、という事例が多く引用されています。

自閉症の東田さんの考えを紹介します。

・僕は、なぜみなさんが、社会では共生を呼びかけているのに、学校教育では分けようとするのか、その理由がわかりません。確かに支援学校は、居心地がよく専門性の高い教育が受けられるのかも知れませんが、しかし、一生そのような場所で僕たちは生きるわけではありません。

・障害者も地域の一員として生きよう、という方向性にある今、それぞれの家庭の価値観で、学校を選択することは、自然な流れだと思います。

・僕たちは生きづらさを抱えています。だから、特別な教育が必要ですが、特別な存在にはなりたくありません。ひとりの生徒として大切にされていることを、実感できることが必要です。どうか、僕たちにもみんなと同じような教育を受ける権利を与えてください。

また、「自閉症の僕が残してきた言葉たち」の著書である東田直樹さんのことばを紹介します。

希望をください

かって気ままに見えるけど

僕らはいつも一生懸命

みんなと仲良くなれないけれど

僕らはとても人が好き

僕らのことを分かってください

中教審の特特委員会の議論で、専門性について議論する中で次のようなことを思います。

- ・ 専門性のない教育は子どもをだめにするのか。
- ・ 専門性とは何か？
- ・ 特別支援学校では、専門性がどれだけ発揮されているか？
- ・ 専門性はどのように提供されるべきか？
- ・ 一般の教育の中で、専門性を補う、新たな方法は考えられないのか？

ユニバーサル授業、学び合い、教え合いといった視点では考えられないのか。

乙武さんと同じように、盲・ろう・養護学校に就学すべき障害の程度で、通常の学級に入学した事例がそもそも少ないので、そうした事例に携わった経験のない人たちが、「専門家」となっている現状があります。

私が経験した視覚障害の事例では、どの事例もリタイアした事例はありません。みんな立派に成長し、社会で活躍しています。そうした児童生徒の指導の経験のない人が、専門家として、ネガティブな意見を言うことが、とてもおかしいと思っています。

学校選択制の時代です。内閣府が2006年に行った調査では小学校の14.9%、中学校の15.6%が学校選択制を導入しています。品川区では2010年度は、小学校は30.0%、中学校は29.8%の児童生徒が居住地の学校以外を選択しています。障害のある場合にだけ、最終的に本人・保護者の同意の得られない就学先を決定するような手続きは、私の感覚では、「障害者の権利条約」の内容にそぐわないものであると言わざるを得ません。

障害者の権利条約の目的には、「障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。」とあり、個人に必要とされる合理的配慮が提供されること、障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を教育制度一般の下で受けること、等も明記されています。

しかし、我が国の現状をみると、特別支援教育の充実、という名のもとに、本来通常の学級に在籍すべき発達障害の児童でさえ、校内に新たに特別支援教室なるものを作り、そこで指導されるような分離教育が推し進められすぎる懸念があります。

学校長としては、インクルーシブ教育に向かうためには、障害のある児童生徒も障害のない児童生徒も、ともに生活する時間を大切にし、工夫をこらして、

新たな仕組みづくりにチャレンジしていきたいと考えています。

本校で工夫し実践していることをあげます。

- ・「善きこと、発見」
- ・通級には行けない、ならば行かないでやってみよう
- ・通常の学級への学習支援員やボランティアの導入
- ・学習支援員やボランティアへの研修
- ・スクールカウンセラーの「プチトレ」
- ・児童理解の内容をあらゆる職層が共有
- ・大学からの応援
- ・限界まで、ともに過ごす
- ・学童に専門性のある指導の時間「ぶんぶんクラブ」を新設

○特別報告Ⅱ概要

「大震災の中で」

社会福祉法人全国盲ろう者協会

橋間 信市 氏

まず、大震災後の協会の主な取り組みを報告します。

3月11日 14時46分、大地震発生。全国盲ろう者協会事務所内（千代田区神田神保町）もかなりの被害（書棚が倒れたり、荷物が散乱）を受け、職員の半数も帰宅困難者となりました。

地震直後より、関東北部、東北、北海道の各友の会事務局に被害状況ならびに安否確認の問い合わせを始め、全国盲ろう者団体連絡協議会役員と協力して情報収集に努めました。震災情報は、7月末迄に第77報まで配信しました。13日より、全国の各友の会に対して、震災情報の配信を始め（ファックス・メール・ホームページ）、15日からは毎日新聞の点字毎日部と提携して、毎日新聞が収集した現地の生活情報等を加え、16日より義援金の募集を開始しました。

また、4月23日から3日間、協会職員が現地訪問し、各友の会が把握している盲ろう者の被災状況等を聞くとともに、聴覚障害者救援本部（福島・宮城）への訪問を行いました。

今後の課題としては、緊急時の情報伝達・避難・緊急連絡手段、メディアへの情報アクセス手段、通訳・介助員も被災している中での被災盲ろう者に対する支援体制、避難所生活の中での盲ろう障害に対する理解などが挙げられます。

横浜市地域作業所わくわくわーく 橋本 まゆみ 氏

横浜市地域作業所わくわくわーくは、盲ろう者を中心とした障がいのある人



たちが地域の中で暮らし、活動するための首都圏で初めて作られた盲ろう者を中心とした作業所です。

3月11日の大震災の中で、備蓄不足と家具等の転倒防止策の不充分さを感じました。そのため、転倒防止対策を講じるとともに、常備しておくべきものの確認、災害時用の個人票の作成、通所経路の確認、行動範囲の予測、緊急連絡先、健康面の確

認などについて徹底を図りました。

今後の課題としては、防災用品の整備、避難訓練の実施、防災に関する意見交換等を日常的に行っていくことなどが挙げられます。

○先天性盲ろう児の活動

参加者・・・盲ろう児 7名 兄弟1名

スタッフ・ボランティア・・・12名

今年度は、盲ろう児7名、ご兄弟1名が筑波大学附属視覚特別支援学校の幼稚部の保育室に集まりました。雨が降ったり、くもり空だったり、お天気が心配された二日間でしたが、それぞれのペースで活動を展開し、楽しい時間を過ごすことができました。2日間の子どもたちの様子をご報告いたします。

◇7月30日(土)

保護者の方とお別れし、いよいよお部屋での遊びが始まりました！保育室に来るのが初めてだったり、久しぶりだったりするお友だちは、ボランティアの方と一緒に部屋の雰囲気確かめながら、ゆったりと過ごしました。あつまりでは、お名前を呼ぶと「はいっ！」と大きなお返事をしてくれたお友だち、自ら立ってお名前を手話で伝えてくれたお友だちなど、さまざまでした。さあ、ここからいろいろな活動が始まります！

○たのしいお水あそび！

おひさまが顔を出し、青空が見えてきたので、みんなで目白台運動公園まで遊びに行くことにしました。やはり太陽の光にあたり、風にあたるのは気持ちがいいですね！みなさんととてもよい表情をしていました。



お水に入ると、大好きなお友だちはにっこり笑顔！手や足をたくさん使ってお水に親しみました。ボランティアの方と一緒にお水の中を歩いたり、ひゅーっと吹く風を感じたり・・・それぞれのペースで夏の公園あそびを楽しみました。帰り道では大好きなおやつを買いました。たくさん遊んだ後のお菓子の味は最高だ

ったでしょうね！

○おいしいつめたいカキ氷

カキ氷作りでは、お友だちが果物をナイフでむいてくれました！とっても上手でびっくり。できたカキ氷を、お友だちやボランティアの方に運んでくれました。おいしかったですね。たくさん遊んでちょっとお疲れ気味のお友だちもパクリ！

◇7月31日(日)

この日は午前中からの活動です。午前中は、お外で乗り物で遊んだり、お部屋で過ごしたりと、それぞれのペースでゆったりと過ごしました。あつまりの後には、「かっちゃんこ」という布ブランコをしました。これがとても楽しくてにっこり笑顔！歌が終わってもまだやりたくて、なかなか布の上から動こうとしません。「お友だちと順番ね！」と約束し、3回もやりましたね！みんなのにっこり笑顔を見ると、スタッフ・ボランティアも元気いっぱいになります。

○ぷるぷるゼリー作り

ゼリーは、お友だちにモモとみかんを器に入れてもらいました。氷に食塩をかけて、冷たくして冷やします。お味はいかがだったでしょうか？塩は少し入ってしまったようで、ちょっとしょっぱいゼリーがあったのは内緒ですよ！

ほんの一部をご報告させていただきました。この他にも、すてきなお子さんの姿がたくさんありました。また来年お会いしましょう！再会と新しい出会いを楽しみにしております。

(文責：佐藤 麻実)

●運営委員会・事務局より

会報の発行が大変遅くなりまして、申し訳ございませんでした。

第9回定期総会・研究協議会にご参加の皆様、お忙しい中、ありがとうございました。ボランティアの方々をはじめとして、多くの方々には、多大なるご協力をいただきましたこと、心よりお礼申し上げます。皆様からいただいたアンケートでは、温かなねぎらいや励ましのことばとともに、今後の運営に対しても貴重なご意見をいただくことができました。これからもより充実した研究協議会となるよう努めてまいりますので、今後ともご協力のほど、宜しくお願いいたします。

●会費納入のお知らせ

・2012年度会費（年2000円）納入にご協力ください。2011年度分までの会費納入がお済みでない方は、2012年度分と併せて納入をお願いいたします。

・納入状況は、宛名ラベルに記載しています。ラベル印刷後に納入された場合など、行き違いがありましたらご容赦ください。

（例）2012未：2012年の納入をいただいていません。2012年度分2000円を納入してください。

（例）2010, 2012未（2011は済み）：2011年度はいただきましたが、2010年度、2012年度分は納入いただいていません。2010年度分、2012年度分の4000円を納入してください。

◇振込・振替先（みずほ銀行、またはゆうちょ銀行をご利用ください）

みずほ銀行 本郷支店

口座番号 普通預金 8062806

口座名義 全国盲ろう教育研究会会計 柴崎 美穂

ゆうちょ銀行

口座番号 00100-6-484136

加入者名 全国盲ろう教育研究会

●連絡先変更等のある方は、お手数でも事務局までご連絡ください。

全国盲ろう教育研究会 第10回定期総会・研究協議会
期日：8月18日（土）・19日（日）
場所：筑波大学附属視覚特別支援学校
（東京都文京区目白台3-27-6）